

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3028号から第3030号まで)

令和5年12月7日

横情審答申第3028号から第3030号まで

令和5年12月7日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年1月4日旭高第1961号及び第1962号並びに令和3年2月1日旭高第2169号による次の各諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年度旭高第1371号「令和2年10月5日付開示請求に対する一部開示の決定について」」ほかの一部開示決定に対する審査請求についての
諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表の「審査請求文書」欄記載の行政文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表の「審査請求文書」欄記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の各開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件審査請求文書のうち、起案文書上の個人の氏名、住所及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号本文に該当し非開示とした。また、広聴案件として処理された投稿の原文（以下「投稿原文」という。）については、投稿者自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する主張や見解その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、開示請求に係る行政文書欄、請求外事象を表題に記載し請求文書にではなく行った一部開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。

- (2) 根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない」と条例にあるにもかかわらず、単に根拠規定を示すだけで、審査請求人の非開示情報のどの部分に根拠規定が適用されているのか。審査請求人のどの様な事実によって審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。又何故その規定が該当すると判断できたのか。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、令和2年10月23日付旭高第1371号及び第1372号の各一部開示決定並びに同年11月18日付旭高第1566号及び1567号の各一部開示決定に関する文書、具体的には上記各一部開示決定に関する開示請求書、一部開示決定通知書（案）、起案用紙及び投稿原文である。

イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。

- (3) 開示請求書、一部開示決定通知書（案）及び起案用紙のうち個人の氏名及び住所の旧条例第7条第2項第2号該当性

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを

規定している。

イ 本件では、開示請求書、一部開示決定通知書（案）及び起案用紙のうち個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 投稿原文の旧条例第7条第2項第2号該当性及び旧条例第8条第2項による一部開示について

ア 実施機関は、投稿原文については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると主張するので、以下検討する。

イ 当審査会で見分したところ、投稿原文には、個人の氏名、住所、個人印の印影及び特定年月における特定個人と旭区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）との間での窓口対応の経過等が記載されている。

このような記載がある投稿原文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ ところで、旧条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

本件では、投稿原文のうち、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」である個人の氏名及び住所を除いた部分は、特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

別表

請求 No.	答申 番号	審査請求文書	開示 請求日	決定内容	審査 請求日	請求人の主な請求趣旨
			決定 通知日	適用条項 等	諮問日	実施機関の主な説明要旨
1	3028	令和2年度旭高第1371号「令和2年10月5日付開示請求に対する一部開示の決定について」	令和2年 11月2日	一部開示	令和2年 11月27日	(1) 実施機関は、開示請求に係る行政文書欄、請求外事象を表題に記載し請求文書ではなく行った一部開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。 (2) 根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならぬ」と条例にあるにもかかわらず、単に根拠規定を示すだけで、審査請求人の非開示情報のどの部分に根拠規定が適用されているのか。審査請求人のどのような事実によって審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。又何故その規定が該当すると判断できたのか。
			令和2年 11月18日	旧条例第7条2項2号	令和3年 1月4日	(1) 個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されるため。 (2) 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。
2	3029	令和2年度旭高第1372号「令和2年10月5日付開示請求に対する一部開示の決定について」	令和2年 11月2日	一部開示	令和2年 11月27日	(1) 実施機関は、開示請求に係る行政文書欄、請求外事象を表題に記載し請求文書ではなく行った一部開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。 (2) 根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自

						<p>体から理解され得るものでなければならぬ」と条例にあるにもかかわらず、単に根拠規定を示すだけで、審査請求人の非開示情報のどの部分に根拠規定が適用されているのか。審査請求人のどの様な事実によって審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。又何故その規定が該当すると判断できたのか。</p>
			令和2年11月18日	旧条例第7条2項2号	令和3年1月4日	<p>(1) 個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されるため。 (2) 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>
3	3030	令和2年度旭高第1566号「令和2年11月2日付開示請求に対する一部開示の決定について」、令和2年度旭高第1567号「令和2年11月2日付開示請求に対する一部開示の決定について」	令和2年11月27日	一部開示	令和2年12月25日	<p>(1) 実施機関は、開示請求に係る行政文書欄、請求外事象を表題に記載し請求文書ではなく行った一部開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。 (2) 根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならぬ」と条例にあるにもかかわらず、単に根拠規定を示すだけで、審査請求人の非開示情報のどの部分に根拠規定が適用されているのか。審査請求人のどの様な事実によって審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。又何故その規定が該当すると判断できたのか。</p>
			令和2年12月14日	旧条例第7条2項2号	令和3年2月1日	<p>(1) 個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されるため。 (2) 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年1月4日 (答申第3028号 及び第3029号) 令和3年2月1日 (答申第3030号)	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年3月1日	・審査請求人から意見書を受理
令和5年10月5日 (第24回第四部会)	・審議
令和5年11月2日 (第25回第四部会)	・審議